

森林・林業・木材産業関係団体
ご担当者様

令和8年6月22日
林野庁企画課

研究開発税制の活用促進について

日頃より森林・林業・木材産業にご尽力いただき感謝申し上げます。

経済産業省主管の研究開発税制については、令和8年度の税制改正大綱において、従来の「一般型」「オープンイノベーション型」の拡充・継続に加えて、新たに「戦略技術領域型」等の創設が決定され、令和8年度から令和10年度にかけて順次施行される予定です。

先般、閣議決定された第7期科学技術・イノベーション基本計画（別添概要参照）においては、目指すべき姿に向けた取組の一つとして、官民合わせた研究開発投資額の目標を180兆円と設定し、その実現に向けた取組を進めることとされたところです。

研究開発税制は、民間の投資促進に有効であることから、その活用促進を図っていくことが重要になります。

こうしたことから、今般、政府全体で研究開発税制の活用を促進するため、別添資料により周知を図ることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましては、上記の趣旨を鑑み、会員（税務又は総務関係者）の皆様へご案内をお願いしますとともに、研究開発税制の活用につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

<担当>

林野庁企画課 税制班

島田、上原

Tel 03-3502-8037